



岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)

(宛先)岡崎市長

申請日 令和 年 月 日

裏面の【誓約・同意事項】の全てに誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
-----		電話 ()
令和5年1月1日時点の住所		
現住所と同じ場合は、下にチェック(レ)してください。		(現住所と異なる場合、こちらに記載してください。)

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年度住民税均等割課税状況()	令和5年1月以降収入減少の有無
1	(申請者)	本人	/	課税されている 課税されていない	あり なし
2	-----		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されている 課税されていない	あり なし
3	-----		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されている 課税されていない	あり なし
4	-----		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されている 課税されていない	あり なし
5	-----		明・大・昭・平・令 年 月 日	課税されている 課税されていない	あり なし

該当する項目にチェック(レ)してください。

「課税されている」にチェックがある場合は、「簡易な収入(所得)見込額の申立書」が必要です。「課税されていない」にチェックがある場合、「簡易な収入(所得)見込額の申立書」は不要です。

3. 振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

[受取口座記入欄]

口座名義人 (カナ)					
金融機関名	金融機関コード	支店名	店番号	種別	口座番号
銀行・金庫・信組・農協・漁協		本店・支店・本所・支所・出張所		普通 当座	

ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開きページの下部にある受取口座情報をご記入下さい。

ゆうちょ銀行の金融機関コードは「9900」です。

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取りが出来ない方は、岡崎市給付金コールセンター(電話0564-23-6755)にお問合せください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金(家計急変世帯分)(以下「応援金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(次の(1)~(4)すべて)に該当します。

- (1) 世帯全員が、令和5年度住民税非課税水準相当です。
- (2) 世帯全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- (3) 世帯の中に、未申告である者はいません。
- (4) 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。

応援金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での同様の給付金などの受給の有無のほか、岡崎市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

岡崎市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年10月31日までに、岡崎市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、応援金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。

応援金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、応援金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、応援金(家計急変世帯分)を返還します。

応援金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

既に岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。

提出書類

- 『岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類のコピー』
申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピー
- 『受取口座を確認できる書類のコピー』
通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピー
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』
申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『収入の見込額』又は「任意の3か月の収入」の状況を確認できる書類のコピー
「令和5年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等
「任意の3か月の収入」…給与明細等

【代理申請を行う場合】

- ・代理人が申請する場合は、以下に記入してください。
- ・世帯主・代理人それぞれの本人確認書類のコピーが必要です。
- ・成年後見人・補助人・保佐人等が代理される場合は、登記事項証明書のコピーが必要です。

代理人	(フリガナ)	世帯主との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()		
	氏名					
上記の者を代理人と認め、生活応援金の			申請 申請及び受給	を委任します。 法定代理の場合、委任方法の選択は不要です。	署名(又は記名押印) 世帯主氏名	(印)